

## **V 災害時要配慮者支援**



## 資料 29 流山市地域支え合い活動推進条例

平成26年10月14日

条例第22号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、平常時、災害時を問わず、地域における支え合い活動が支援を必要とする者に対する支援にとって有効であることに鑑み、地域における支え合い活動に関し、その基本理念並びに市、市民、自治会等、関係機関及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする者に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う者の遵守すべき事項等を定め、もって支援を必要とする者が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「支え合い活動」とは、支援を必要とする者に対する次に掲げる活動をいう。

- (1) 日常的に生活の状況を見守る活動
- (2) 前号の活動に付随して行われる日常生活を支援するための活動
- (3) 市等が実施する保健医療サービス、福祉サービスその他の支援を必要とする者が必要とするサービスを円滑かつ適切に利用することができるようにするための活動
- (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、当該支援を必要とする者の生命、身体又は財産を円滑かつ迅速に保護することができるようにするための活動

2 この条例において「支援を必要とする者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳（障害の程度が1級又は2級であるものに限る。）の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級であるものに限る。）の交付を受けている者
- (4) 千葉県の定めるところにより療育手帳（障害の程度が((A))、((A))の1、((A))の2、Aの1又はAの2であるものに限る。）の交付を受けている者
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護状態の区分が要介護3以上の認定を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が支援を必要とすると認めた者

3 この条例において、「自治会等」とは、自治会及び自治会以外でその構成員のために支え合い活動を行う団体であって、当該支え合い活動が自治会の行う支え合い活動に準ずると市長が認める団体で、かつ、規約の定めがあるものをいう。

4 この条例において、「関係機関」とは、市内において支え合い活動を行う公共的団体等（自治会等を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者が住み慣れた地域において社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目標とし、地域における支え合い活動が市、市民、自治会等、関係機関及び事業者がそれぞれの役割を果たすことにより、その実現が図られるものでなければならない。

2 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者の意思を尊重するとともに、その尊厳に十分配慮して行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、自治会等、関係機関及び事業者における支え合い活動の連携が図られ、かつ、効果的に実施されるようにするため、地域における支え合い活動に関する施策を実施するものとする。

2 市は、支援を必要とする者を把握するとともに、地域における支え合い活動が円滑かつ効果的に行われるようにするため、支援を必要とする者の状況に関し必要な調査を実施し、支援を必要とする者に係る情報を収集するとともに、当該情報の効果的な利用を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念を理解し、自ら支え合い活動を主体的に行うよう努めるとともに、地域における支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、地域における支え合い活動の中心的主体であることを認識し、基本理念にのっとり、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、支え合い活動と自らの事業を連携させることにより、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その業務を通じて、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

第2章 情報の提供等

(団体等に対する情報の提供)

第9条 市長は、地域における支え合い活動を推進するために必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、次に掲げる団体、者又は機関（以下「団体等」という。）に対し、次条

から第16条までに定めるところにより、支援を必要とする者（介護保険施設、障害者支援施設、介護保険法第8条第1項に規定する特定施設等に入所し、又は入居し、当該施設等が生活の根拠となっている者を除く。以下この項において同じ。）に係る情報を提供することができる。

- (1) 自治会等
  - (2) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員
  - (3) 介護保険法第115条の4第3項の地域包括支援センター
  - (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項の市町村社会福祉協議会
  - (5) 地区社会福祉協議会
  - (6) 警察法（昭和29年法律第162号）第53条第1項の警察署
  - (7) 消防組組織法（昭和22年法律第226号）第9条の消防本部、消防署及び消防団
  - (8) 前各号に定めるもののほか、第2条第2項第6号に掲げる支援を必要とする者に対して支え合い活動を行う者
- 2 前項の規定により提供することができる情報は、支援を必要とする者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先及び支援を必要とする事由並びに支え合い活動を行うに当たり市長が特に必要と認める事項（以下「情報」という。）とする。
- 3 第1項の規定による情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿（以下単に「名簿」という。）を書面で提供することにより行うものとする。

（75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者に係る情報の提供）

第10条 市長は、前条第1項の規定により団体等に対し支援を必要とする者（第2条第2項第1号に掲げる者に限る。）に係る情報を提供しようとするときは、当該支援を必要とする者からの同意を得ることなく、これを行うことができる。ただし、規則で定めるところにより行う支援を必要とする者に対する各情報の提供の可否に対する意思の確認（以下「情報提供に係る意思の確認」という。）において、当該支援を必要とする者から不同意の申出があった場合は、当該支援を必要とする者に係る当該情報の提供を行ってはならない。

（身体障害者手帳の交付を受けている者等に係る情報の提供）

第11条 市長は、第9条第1項の規定により団体等に対し支援を必要とする者（第2条第2項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）に係る情報を提供しようとするときは、情報提供に係る意思の確認において、当該支援を必要とする者（その者が未成年者であるときは、その保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。次条において同じ。）の同意を得た後でなければ、これを行ってはならない。

（市長が認めた者に係る情報の提供）

第12条 市長は、第9条第1項の規定により団体等に対し支援を必要とする者（第2条第2項第6号に掲げる者に限る。）に係る情報を提供しようとするときは、当該支援を必要とする者（その者が、同項第2号から第4号までに掲げる者に準ずる者である場合において当該者が未成年者であるときはその保護者）からの申出があった場合でなければ、これを行ってはならない。

(2以上の号に該当する者に係る情報の提供)

第13条 第2条第2項第1号の規定に該当する者が同時に同項第2号から第6号までのいずれかの規定に該当する者であるときは、当該者は同項第1号の規定のみに該当する者として、第10条の規定を適用する。

(自治会等及び地区社会福祉協議会の申出)

第14条 市長は、第9条第1項の規定により自治会等及び地区社会福祉協議会に対し情報を提供しようとするときは、当該自治会等及び地区社会福祉協議会からの申出に基づき、これを行うものとする。

(協定の締結等)

第15条 市長は、第9条第1項の規定により団体等に対し情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該情報の提供を受ける団体等と当該情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 提供する名簿の部数

(2) 提供する情報の対象者が居住する区域

(3) 情報の提供及び閲覧の制限に関する事項

(4) 情報の管理の方法に関する事項

(5) 名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいがあった場合における措置

(6) 協定に違反した場合の措置

(7) 前各号に掲げるもののほか、情報の管理に関し必要な事項

3 市長は、協定の内容が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、協定を締結した相手方から提供した情報の管理に関し、報告を徴し、又は提供した情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿管理者の届出)

第16条 前条第1項の規定により協定を締結する団体等は、提供を受けた情報を管理する者(以下「名簿管理者」という。)を選任し、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、前条第1項の協定の締結後、直ちに行うものとする。

3 前条第1項の規定により協定を締結した団体等において、名簿管理者に変更があったときは、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

(緊急時における協力の依頼等)

第17条 市長は、第9条から前条までの規定にかかわらず、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に急迫した危険があると判断したときは、団体等又は市長が適当と認める者に対し、当該支援を必要とする者に係る情報を提

供し、当該危険の回避その他の支え合い活動を依頼することができる。

### 第3章 雑則

#### (情報の安全管理)

第18条 第9条第1項の規定により名簿の提供を受けた団体等は、当該提供を受けた名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいの防止その他提供を受けた名簿の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により情報の提供を受けた団体等及び者について準用する。

3 名簿管理者は、善良な管理者の注意をもって名簿を管理しなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第19条 前章の規定により情報の提供を受けた団体の代表者及び役員、機関の長並びに個人は、支え合い活動の用に供する目的以外の目的のために当該情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

#### (支え合い活動の従事者の義務)

第20条 支え合い活動に従事する者は、当該支え合い活動により知り得た個人の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。支え合い活動を行わなくなった後も、また同様とする。

#### (委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (条例の施行の確保)

2 市長は、平成27年4月1日までには名簿の提供が確実にできるよう、情報提供に係る意思の確認及び支援を必要とする者に係る情報の把握に努めなければならない。

## 資料 30 流山市地域支え合い活動推進条例施行規則

平成27年1月26日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市地域支え合い活動推進条例（平成26年流山市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(情報の収集に係る調査方法)

第3条 条例第4条第2項の規定により支援を必要とする者に係る情報を収集するために市が実施する必要な調査は、支援を必要とする者若しくは地域において支え合い活動を行う者から調査する方法又は市が保有する資料に基づき調査する方法により行うものとする。

(団体等に提供する情報の範囲等)

第4条 条例第9条第1項の規定により同項各号に掲げる団体等（以下「団体等」という。）に対して提供する情報（同条第2項に規定する情報をいう。以下同じ。）は、条例第9条第1項に規定する支援を必要とする者（以下「支援を必要とする者」という。）であって、当該団体等が活動若しくは事業を行い、担当し、又は管轄する区域に居住するものに係る情報に限るものとする。

2 次の各号に掲げる団体等のうち、情報の提供を受けることができるものは、当該各号に定めるものとする。

(1) 自治会等 条例第14条の規定により申出のあったものとする。

(2) 民生委員 流山市の区域に置かれた者とする。

(3) 地域包括支援センター 介護保険法第115条の47第1項の規定により流山市から包括的支援事業の委託を受けた者により設置されたものとする。

(4) 市町村社会福祉協議会 社会福祉法人流山市社会福祉協議会とする。

(5) 地区社会福祉協議会 条例第14条の規定により申出のあったものとする。

(6) 警察署 千葉県警察基本条例（昭和29年千葉県条例第25号）別表第1に規定する千葉県流山警察署とする。

(7) 消防本部、消防署及び消防団 流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和41年流山市条例第10号）第2条に規定する流山市消防本部、同条例第3条に規定する消防署並びに流山市消防団条例（昭和53年流山市条例第11号）第2条に規定する流山市消防団とする。

(8) 条例第9条第1項第8号に掲げる者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条の規定により流山市の区域に置かれた児童委員のほか、条例第2条第2項第6号の規定により市長が支援を必要とすると認めた者に対して支え合い活動を行う者であって市長が認めた

ものとする。

(流山市支え合い活動対象者名簿)

第5条 条例第9条第3項の規則で定める名簿は、流山市支え合い活動対象者名簿（別記第1号様式。以下「名簿」という。）とする。

2 名簿は、団体等が活動若しくは事業を行い、担当し、又は管轄する区域ごとに調製するものとする。

(条例第10条の規定による情報の提供に関する手続)

第6条 条例第10条ただし書に規定する各情報の提供の可否に対する確認の手続は、市長が、支援を必要とする者（条例第2条第2項第1号に掲げる者に限る。）に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載確認通知書（別記第2号様式）により通知し、団体等に対して当該者に係る情報を提供することに同意しない場合はその旨を流山市支え合い活動対象者名簿登載不同意申出書（別記第3号様式）により団体等に対して情報を提供する日の14日前までに申し出るよう求める方法により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による通知により回答を求められた者が団体等に対して情報を提供することについて同意しない旨の申出をしなかったときは、団体等に対して、当該者に係る情報を提供するものとする。

3 第1項の規定による通知の回答において情報の提供に同意しない旨の申出をしなかった者が、後日に至り、情報の提供に同意しない旨の申出をした場合において、既に当該者に係る情報を団体等に対して提供しているときは、市長は、速やかに当該団体等に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載者抹消通知書（別記第4号様式）により、当該者に係る情報を名簿から抹消するよう指示するものとする。

4 第1項の規定による通知の回答において情報の提供に同意しない旨の申出をした者が、当該申出の後に、流山市支え合い活動対象者名簿登載不同意撤回申出書（別記第5号様式）により当該同意しない旨の申出を撤回する旨の申出をした場合において、既に当該者が居住する区域に係る名簿を団体等に提供しているときは、市長は、速やかに当該団体等に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載者追加通知書（別記第6号様式）により、当該者に係る情報を提供するものとする。

5 第1項の規定による確認は、団体等に対して情報を提供する日の30日前までに行うものとする。

(条例第11条の規定による情報の提供に関する手続)

第7条 条例第11条の規定による同意に係る手続は、市長が、支援を必要とする者（条例第2条第2項第2号から第5号までに掲げる者（その者が未成年者であるときは、その者に係る条例第11条の保護者）に限る。）に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載同意確認通知書（別記第7号様式）により通知し、団体等に対して当該者に係る情報を提供することに同意する場合はその旨を流山市支え合い活動対象者名簿登載同意申出書（別記第8号様式）により団体等に対して情報を提供する日の14日前までに申し出るよう求める方法により行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による通知により回答を求められた者が団体等に対して情報を提供することについて同意する旨の申出をしたときは、団体等に対して、当該者に係る情報を提供するものとする。
- 3 第1項の規定による通知の回答において情報の提供に同意する旨の申出をした者が、当該申出の後に、流山市支え合い活動対象者名簿登載同意撤回申出書（別記第9号様式）により情報の提供に同意する旨の申出を撤回する旨の申出があった場合において、既に当該者に係る情報を団体等に対して提供しているときは、市長は、速やかに当該団体等に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載者抹消通知書により、当該者に係る情報を名簿から抹消するよう指示するものとする。
- 4 第1項の規定による通知の回答において情報の提供に同意する旨の申出をしなかった者が、後日に至り、当該情報の提供に同意する旨の申出をした場合において、既に当該者が居住する区域に係る名簿を団体等に提供しているときは、市長は、速やかに当該団体等に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載者追加通知書により、当該者に係る情報を提供するものとする。
- 5 第1項の規定による確認は、団体等に対して情報を提供する日の30日前までに行うものとする。

（条例第12条の規定による情報の提供に係る手続）

第8条 条例第12条の規定による申出は、支援を必要とする者（条例第2条第2項第6号に掲げる者（その者が未成年者であるときは、その者に係る条例第12条の保護者）に限る。）から流山市支え合い活動対象者名簿登載申出書（別記第10号様式）を提出させることにより行うものとする。

- 2 市長は、前項の申出書の提出があった場合において、当該者に係る情報を名簿に登載することと決定したときは、当該者に対し、その旨を連絡するとともに、団体等に対して、当該者に係る情報を提供するものとする。この場合において、既に当該者が居住する区域に係る名簿を団体等に提供しているときは、市長は、速やかに当該団体等に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載者追加通知書により、当該者に係る情報を提供するものとする。
- 3 第1項の申出書を提出した者が、当該申出の後に、流山市支え合い活動対象者名簿登載撤回申出書（別記第11号様式）により当該申出を撤回するとした場合において、既に当該者に係る情報を団体等に対して提供しているときは、市長は、速やかに当該団体等に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載者抹消通知書により、当該者に係る情報を名簿から抹消するよう指示するものとする。

（情報の内容の変更）

第9条 団体等に対して条例第9条第1項の規定による情報の提供をした後に、支援を必要とする者（その者が未成年者である時はその保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。））から、提供した情報の内容の変更に係る申出があったときは、市長は、当該者に係る情報を提供した団体等に対し、流山市支え合い活動対象者名簿登載事項変更通知書（別記第12号様式）により、当該者に係る提供した情報の内容の変更を行うよう指示するものとする。

- 2 前項の情報の内容の変更に係る申出は、流山市支え合い活動対象者名簿登載事項変更申出書（別記第13号様式）により行うものとする。

（条例第14条の規定による情報の提供に係る手続）

第10条 条例第14条の規定により情報の提供を受けようとする自治会等及び地区社会福祉協議会は、流山市支え合い活動対象者名簿提供申出書（別記第14号様式）に、支え合い活動計画書（別記第15号様式）を添えて、市長に申し出なければならない。

- 2 条例第14条の規定により名簿の提供を受けた自治会等及び地区社会福祉協議会は、支え合い活動を行わなくなったときは、速やかに、支え合い活動廃止届（別記第16号様式）に提供を受けた名簿を添えて、市長に届け出なければならない。

（名簿管理者の選任の届出）

第11条 条例第16条第1項の規定による名簿管理者の選任は、一の名簿に対し当該団体等の構成員から1人を選任するものとする。

- 2 条例第16条第1項の規定による名簿管理者の届出は、流山市支え合い活動対象者名簿管理者届（別記第17号様式）によるものとする。
- 3 条例第16条第3項の規定による届出は、流山市支え合い活動対象者名簿管理者変更届（別記第18号様式）によるものとする。

（名簿の更新）

第12条 市長は、団体等に提供した名簿を、原則として、毎年1回更新するものとする。

- 2 市長は、名簿を更新したときは、更新前の名簿を提供している団体等に対し、当該提供している名簿と引き換えに新たに調製した名簿を提供するものとする。
- 3 前項の場合において、更新後の名簿を自治会等及び地区社会福祉協議会に対して提供するときは、当該自治会等及び地区社会福祉協議会からの申出に基づき行うものとする。
- 4 自治会等及び地区社会福祉協議会は、前項の申出をする際には、流山市支え合い活動対象者名簿提供申出書に、支え合い活動状況報告書（別記第19号様式）を添えて、市長に申し出なければならない。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式省略

## 資料 31 浸水想定区域における警戒避難体制

水防法第15条の規定に基づく浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、次に掲げる措置を実施する。

### (1) 洪水ハザードマップの整備

市は、浸水危険性の事前周知を図るとともに、市民の防災意識を向上させるために、洪水時に浸水が想定される区域や想定される浸水深さ、避難場所等を明示した洪水ハザードマップの整備を行う。

### (2) 地下街等における警戒避難体制

#### ア 地下街等の範囲

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等の範囲は、資料129に示す。

#### イ 避難確保・浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置

本計画に施設の名称及び所在地を定められた地下街等の管理者は、水防法第15条の2に基づき、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため、次に掲げる事項が義務づけられている。

- (ア) 単独で又は共同しての避難確保・浸水防止計画の作成
- (イ) 避難確保・浸水防止計画の市長への報告
- (ウ) 避難確保・浸水防止計画の公表
- (エ) 避難確保・浸水防止計画に基づく訓練の実施
- (オ) 自衛水防組織の設置
- (カ) 自衛水防組織の構成員及びその他事項の市長への報告

### (3) 要配慮者利用施設における警戒避難体制

#### ア 要配慮者利用施設の範囲

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設の範囲は、資料129に示す。

#### イ 避難確保計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の管理者には、水防法15条の3に基づき、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、次に掲げる事項について義務等が課せられている。

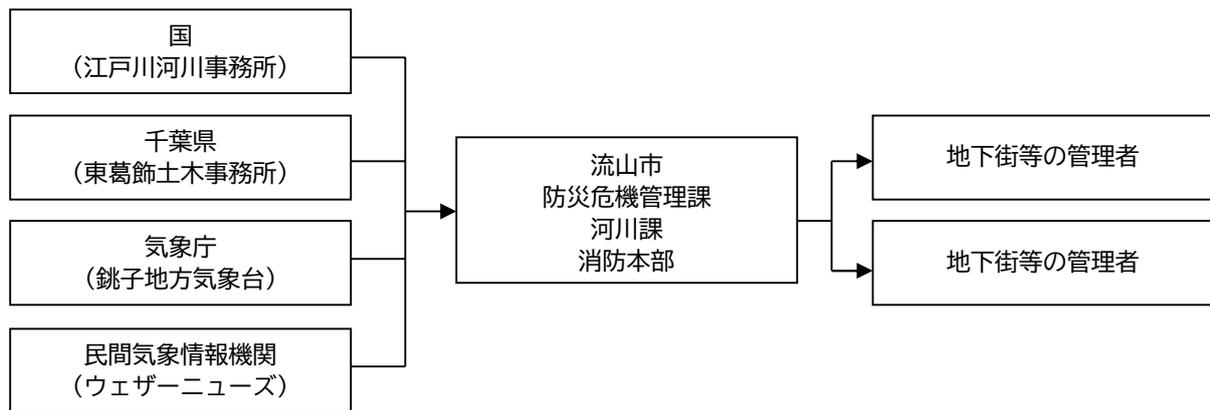
- (ア) 避難確保計画の作成（義務）
- (イ) 避難確保計画に基づく訓練の実施（義務）
- (ウ) 自衛水防組織の設置（努力義務）

避難確保計画を作成し、又は自衛水防組織を設置した時は、遅滞なく当該計画又は当該自衛水防組織の構成員及びその他事項を市長に報告しなければならない。

(4) 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設の現況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

情報伝達系統図は、次のとおりとし、防災無線、安心メール、Yahoo!防災速報等を用いて、河川水位情報、高齢者避難情報、避難指示情報などの防災情報を伝達する。



## 資料 32 浸水想定区域・土砂災害（特別）警戒区域内の地下街等及び要配慮者利用施設

### (1)地下街等

名称	所在地	連絡先
つくばエクスプレス南流山駅	南流山 2-1	7158-4311
南流山駅北口地下自転車駐車場	南流山 1-27	7158-6969

### (2)要配慮者利用施設

#### 社会福祉施設

名称	所在地	連絡先	浸水	土砂
西深井地域生活支援センター「すみれ」	西深井 390-1	7154-6202	○	
アースサポート南流山	木 289	7150-2444	○	
デイホームさくらの家	鱈ヶ崎 1311	7157-6950	○	
大樹デイサービス流山	南流山 2-25-5	7103-1910	○	
だんらんの家南流山 2 号館	南流山 7-28-11	7170-4207	○	
デイサービスシルバーカレッジ流山校	平和台 4-294-1	7189-7055	○	
楽楽館パワリハスタジオ	南流山 1-24-6 菅生レジデンス 1 階	7157-2258	○	
ご長寿くらぶ流山・木デイサービスセンター	木 1-25-1	7197-5585	○	
ひれがさきデイサービスリハビリセンター	鱈ヶ崎 1448 第一スズキビル 1F	7158-6955	○	
デイサービスセンターでいご	こうのす台 634-1	7153-8855	○	
デイサービスセンター あざみ苑	野々下 2-488-5	7141-2077	○	
樹楽流山平和台	平和台 2-8-8	7128-7353	○	
リハビリデイサービスやぎさんの家	平和台 3-6-1 1 階	7128-6156	○	
だんらんの家南流山	南流山 7-10-10	7157-3336	○	
介護老人保健施設ハートケア流山（デイケア）	小屋 146-1	7178-2200	○	
ショートステイサービスでいご	こうのす台 634-1	7153-3377	○	
ショートステイサービス あざみ苑	野々下 2-488-5	7141-2200	○	
グループホーム ガーデンコート南流山	南流山 10-28-9	7178-6151	○	
愛の家グループホーム南流山	鱈ヶ崎 1311	7157-6970	○	
イリーゼ南流山	木 3-22-1	7157-6201	○	
ひまわりの家	三輪野山 1-987	7157-6251	○	
医療法人財団東京勤労者医療会いちごいちえ	下花輪 409-6 3 階	7157-2981	○	○
介護老人保健施設ハートケア流山	小屋 146-1	7178-2200	○	
特別養護老人ホーム でいご	こうのす台 634-1	7153-3377	○	
特別養護老人ホーム あざみ苑	野々下 2-488-5	7141-2200	○	
かたぐるま（障害者支援施設）	鱈ヶ崎 1438-4	7154-0797	○	
ただの人	東深井 688-63	7155-7261	○	

名称	所在地	連絡先	浸水	土砂
森の倶楽部	東深井 986-1	7178-5330	○	
ホームゆうゆう	こうのす台 1020-1	7154-8676	○	
南天の木 ひばり	下花輪 227 ホットプラザ下花輪内	7150-8808	○	
いろいろやハーモニー	平和台 3-2-15	7157-9933	○	
生活介護事業所そにあ	南流山 1-1-6 原ビルⅡ2階	7157-6640	○	
コベルプラス南流山教室	南流山 1-1-14 2階	7128-7386	○	
Canvas	南流山 2-9-12	7199-9152	○	
サンライズ	南流山 2-10-3	7158-8055	○	
放課後等デイサービスひまわり南流山	南流山 3-9-5	7197-6102	○	
このこのリーフ流山教室	流山 4-398	7154-4823	○	
放課後等デイサービスCocoro ハピネス	鱈ヶ崎 1277-2	7197-7888	○	
フラワー	加 1-1566-2 木村ビル2階	7199-2891	○	
こころ Learning	鱈ヶ崎 1275 コラゾン 2階	7157-4846	○	
いろたす	鱈ヶ崎 1277-2 2階	7192-8050	○	
発達支援アフタースクールP-Skip	宮園 1-16-9 1階	7151-0860	○	
デイサービスあいな	南流山 3-6-12	7138-5381	○	
就労支援事業所 co opus	南流山 1-1-6 原ビルⅡ4階	7157-4922	○	
リハビリセンターいきいき舎南流山	南流山 4-7-6 ブラウンハイツ 1F	7168-0573	○	
相談支援事業所 PHARE	南流山 1-14-8-101	7136-2933	○	
L I G南流山	南流山 5-4-10 FINE201	7197-6102	○	
相談支援事業所サポートグランツ	南流山 6-4-4 大塚ビル 101	7193-8556	○	
こころ kids	鱈ヶ崎 1275 コラゾン 1F	7197-2390	○	
生活ホームいこい	鱈ヶ崎 1438-4-301	7158-1678	○	
かたぐるま(就労継続支援B型)	鱈ヶ崎 1438-4	7159-0797	○	
介護老人保健施設ナーシングプラザ流山(デイケア)	前ヶ崎 248-1	7145-0111	○	
介護老人保健施設ナーシングプラザ流山	前ヶ崎 248-1	7145-0111	○	
医療法人財団東京勤労者医療会東葛病院付属診療所 (デイケア)	下花輪 409-6	7158-9232	○	○
デイサービスセンターエクラシア流山おおたかの森	おおたかの森東 4-44	050-6861-3954	○	
医心会南流山	南流山 2-18-3	7168-0275	○	

#### 幼稚園・保育園

名称	所在地	連絡先	浸水	土砂
このはな幼稚園	流山2-105-2	7158-0264	○	
平和台幼稚園	平和台4-62-27	7158-5617	○	
南流山幼稚園	流山2526	7159-7050	○	

名称	所在地	連絡先	浸水	土砂
南流山そらいろ保育園	南流山7-5-1	7158-5500	○	
幼保連携型認定こども園たかきごスクールセントラル	西平井3-2-9	7159-7473	○	
幼保連携型認定こども園たかきごスクールセントラル 第一分園	南流山4-1-14 パティナー南流山1 F	7159-7475	○	
認定こども園みやぞの幼稚園	宮園2-8-11	7159-2954	○	
南流山聖華保育園	南流山2-29-4	7159-3401	○	
城の星保育園	流山9-500-42	7170-2111	○	
城の星保育園分園	流山8-1177-4	7157-1151	○	
聖華いつき保育園	南流山1-17-4	7158-1145	○	
聖華いつき保育園分園	南流山4-2-9	7158-1145	○	
南流山保育園ひびき	南流山6-13-4	7199-8900	○	
南流山ちとせ保育園	南流山10-24-1	7157-6002	○	
南流山ナーサリースクール	南流山2-8-3	7157-8300	○	
アートチャイルドケア南流山保育園	南流山9-3-1	7158-0123	○	
ピオーネ流山保育園	西平井2-17-1	7178-7311	○	
森のまち南流山保育園	木1413-1	7157-9900	○	
森のまちひなた保育園	南流山6-2-3	7189-8988	○	
Nest 南流山保育園	南流山2-4-1ザ・サバービア2階	7150-1236	○	
森のまちはやて保育園	木513-1	7186-7800	○	
キッズルームアリス南流山保育園	南流山2-21-6	7186-7887	○	
オハナゆめキッズハウス南流山	南流山4-13-8 MOM-HOUSE1F	7197-7642	○	
エンゼルゆめの保育園南流山	南流山1-9-14	7159-3373	○	
エンゼルみらい保育園南流山	南流山1-9-14	7157-6227	○	
キッズルームアリス南流山駅前園	南流山1-6-10	7199-8614	○	
エンゼルさくら保育室南流山	南流山4-1-16	7150-1173	○	
平和台保育所	平和台2-6-3	7158-1424	○	
かやの木保育園	大畔198	7159-2700	○	
えどがわ南流山保育園	南流山10-30-1	7157-8855	○	
ありす南流山保育園	南流山10-13-15	7197-5766	○	
エンゼルあいりす保育園	南流山1-10-1	7154-3336	○	
キッズラボ南流山園	木2-19-3	7199-2755	○	
コピープリスクールみなみながれやま	思井1-3-4	7136-1677	○	
城の星第2保育園	流山9-500-31	7197-7495	○	
流山さんびこ第3保育園	西平井2-22-5, 22-8	7197-7847	○	
森のまちあおば保育園	大字流山2525-1(木B85-1街区3)	7190-5566	○	
AIAI NURSERY 南流山	木3-12-1	7197-2478	○	
「こころの花」ほいくえん南流山駅前	南流山2-23-14	7157-4087	○	

医療施設

名称	所在地	連絡先	浸水	土砂
介護老人保健施設ハートケア流山 (ショートステイ医療)	小屋146-1	7178-2200	○	
医療法人社団江陽会江陽台病院	西深井393	7153-2555	○	
医療法人財団東京勤労者医療会東葛病院附属診療所	下花輪409-6	7158-7710	○	○
医療法人社団愛友会千葉愛友会記念病院	鱈ヶ崎1-1	7159-1611	○	
医療法人社団健正会南流山レディースクリニック	南流山4-6-9	7158-5191	○	
介護老人保健施設ナーシングプラザ流山	前ヶ崎248-1	7145-0111	○	

